

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 16 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 7 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 26 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 12 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
4～8	14,510,000 11,608,000	一括	2,902,000	69,829	0
4	9,340,000				
5	2,930,000				
6	190,000				
7	1,050,000				
8	1,000,000				



物 件 目 録

4 所 在 長生郡白子町中里字浜通
地 番 5398番1
地 目 雑種地
地 積 1912平方メートル

共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分2分の1

5 所 在 長生郡白子町中里字浜通
地 番 5398番2
地 目 雑種地
地 積 600平方メートル

共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分2分の1

6 所 在 長生郡白子町中里字浜通
地 番 5398番3
地 目 雑種地
地 積 38平方メートル

共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分2分の1

7 所 在 長生郡白子町中里字浜通
地 番 5398番4
地 目 雑種地
地 積 215平方メートル

物 件 目 録

共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分2分の1

8 所 在 長生郡白子町中里字浜通
地 番 5398番5
地 目 雑種地
地 積 204平方メートル

共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分2分の1

物件明細書

令和 7年10月21日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

- ## 1 不動産の表示

【物件番号4～8】

別紙物件目録記載のとおり

- ## 2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

- ### 3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号4～8】

なし

- 4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

- ## 5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4～8】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号5398番4）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

4 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5398番1
 地 目 雑種地
 地 積 1912平方メートル

共有者 B 持分2分の1
 共有者 C 持分2分の1

5 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5398番2
 地 目 雑種地
 地 積 600平方メートル

共有者 B 持分2分の1
 共有者 C 持分2分の1

6 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5398番3
 地 目 雑種地
 地 積 38平方メートル

共有者 B 持分2分の1
 共有者 C 持分2分の1

7 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5398番4
 地 目 雑種地
 地 積 215平方メートル



物 件 目 録

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1

8 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5 3 9 8 番 5

地 目 雑種地

地 積 2 0 4 平方メートル

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1



令和7年(ケ)第167号
令和7年7月3日受理
令和7年9月30日提出

現況調査報告書

3分冊のうち3（物件4～8）

千葉地方裁判所

執行官 中 村 貢

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5336番1
 地 目 雑種地
 地 積 965平方メートル
 所有者 B

2 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5345番
 地 目 雑種地
 地 積 2497平方メートル
 所有者 C

3 所 在 長生郡白子町中里字浜通5345番地
 家屋 番号 5345番
 種 類 休憩所
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 19.87平方メートル
 所有者 A

4 所 在 長生郡白子町中里字浜通
 地 番 5398番1
 地 目 雑種地
 地 積 1912平方メートル



物 件 目 録

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1

5 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5 3 9 8 番 2

地 目 雑種地

地 積 6 0 0 平方メートル

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1

6 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5 3 9 8 番 3

地 目 雑種地

地 積 3 8 平方メートル

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1

7 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5 3 9 8 番 4

地 目 雑種地

地 積 2 1 5 平方メートル

共有者 B 持分 2 分の 1
共有者 C 持分 2 分の 1

8 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5 3 9 8 番 5

(2 枚目)



物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 204平方メートル

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	未実施					
土地	物件４～８					
現況地目	☐ 宅地（物件　） ☐ 公衆用道路（物件　） ☐ 農地（物件　） ☒ 雑種地（物件４～８） ☐ 山林（物件　） ☐ ☐					
形状	☒ 地図（法第１４条第１項）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が本土地を雑草を繁茂させた更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」ととおり ☐					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日					
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (共有者)	1 昔は本土地でテニスコートを運営していましたが、平成7年11月頃から本土地は放置したままで、何も使っていません。人に貸したり、使わせたりしていません。 2 本土地の北西側にテニスコート客用の休憩所とマイクロバスの車庫の建物が建っていましたが、後年、その建物はトイレだけで使うようになりました。建物は20～30年前に取り壊しました。取り壊しの滅失登記をしていないためか、いまだに税金が掛かって困っています。 3 本土地に境界紛争はありません。産廃が埋まっているようなことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

第1 本物件の状況は別紙地図（法第14条第1項）及び別添写真のとおりである。

第2 物件4～8について

- 1 物件4～8は一体の土地で、西側及び南側が公衆用道路に面する概ね長方形の平坦な角地である。
本土の南西側角地点に境界プレートが存在した。西側公衆用道路に面する部分にコンクリート板の土留め、南側公衆用道路に面する一部にブロックの土留め及び北側隣地に面する部分にブロックの土留めがそれぞれ設置されており、当該部分における範囲を確認することは可能である。他方、東側隣地に面する部分は雑草が繁茂し、立ち入りが困難だったため本土の範囲を確認することはできなかったものの、白子町役場から入手した地籍調査一筆図形をもとに概ね当該部分における範囲を推認することは可能である。
- 2 本土は雑草、雑木が繁茂した状態となっている。
- 3 本土の北西側部分に建物基礎と思われるコンクリート土台部分が存在し、付近に和式便器が放置されていた。なお、本土に建物は存在しないところ、本土に次の建物登記が残存している。
所 在 長生郡白子町中里字浜通5398番地4、5398番地2、5398番地3、5398番地5
家屋番号 5398番4
種 類 休憩所 車庫
構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 58.02㎡
所有者 本件共有者ら
- 4 本土の南西側角付近にテニスコートのネットと思われるもの、北側部分にテニスネットの支柱と思われるスチールポールが存在した。
- 5 本土における上記2～4の状況、本土には第3者の占有を示す徴表は認められなかったこと及び「関係人の陳述等」記載の共有者の陳述から本土は共有者らが雑草、雑木を繁茂させた更地の状態で占有するものと認められる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

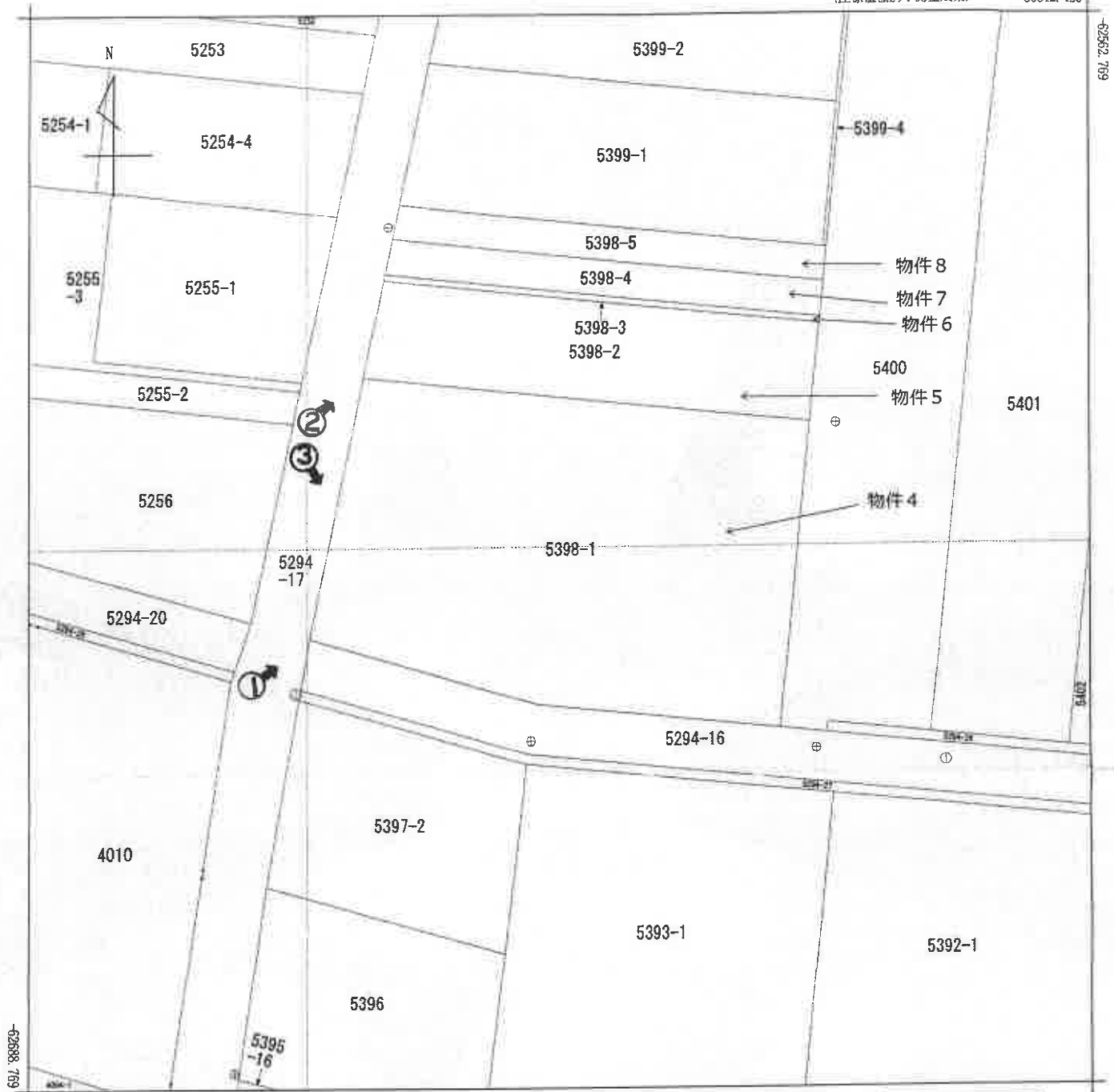
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月7日 (月)	執行官室	千葉地方法務局茂原支局に対し、隣地の不動産登記記録全部事項証明書送付嘱託
7年7月10日 (木)	執行官室	千葉地方法務局茂原支局から隣地の不動産登記記録全部事項証明書到着
7年7月11日 (金) 16:16-16:28	白子町役場	地籍調査一筆図形取得
7年7月22日 (火) 16:57-17:37	物件所在地	物件調査、写真撮影 近隣居住者に面談、占有関係聴取
7年7月28日 (月) 17:31-17:40	当職携帯電話	Bに架電、占有関係聴取
7年7月29日 (火)	執行官室	白子町役場に対し、本土地上の課税建物の公課証明書送付嘱託 千葉地方法務局茂原支局に対し、本土地上の登記建物の不動産登記記録全部事項証明書、建物図面（各階平面図）送付嘱託
7年8月4日 (月)	執行官室	白子町役場から本土地の公課証明書到着（嘱託した本土地上の課税建物の公課証明書の到着なし） 千葉地方法務局茂原支局から本土地上の登記建物の不動産登記記録全部事項証明書、建物図面（各階平面図）到着
7年8月8日 (金)	執行官室	白子町役場から本土地上の課税建物の公課証明書到着

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地図（法第14条第1項）

（座標値種別：測量成果）

+50842.425



+50717.425

（座標値種別：測量成果）

地番区域見出
中里

（注）○→は写真撮影位置，方向及び写真番号を示す

請求部	所在	長生郡白子町中里字浜通				地番	5398番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図（法第14条第1項）		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

（A3判をA4判に縮小した）

（千葉地方法務局茂原支局管轄）

令和7年4月23日

千葉地方法務局

地図整理番号：M90812

登記官

（ 8 枚目）

（1/1）



1



2



3



令和7年（ケ） 第167号

令和7年8月13日 現地調査

令和7年8月26日 評価

第34250702-3号 発行番号

令和7年9月12日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評 価 書
3分冊の3
(物件4～8)

評価人 不動産鑑定士

伊 藤 重 夫

第1 評価額

一括価格	
金14,510,000円	
内訳価格	
物件4（土地）	金9,340,000円
物件5（土地）	金2,930,000円
物件6（土地）	金190,000円
物件7（土地）	金1,050,000円
物件8（土地）	金1,000,000円

- 1 一括価格は、物件4～8の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
4	物件目録記載のとおり。		同左
5	物件目録記載のとおり。		同左
6	物件目録記載のとおり。		同左
7	物件目録記載のとおり。		同左
8	物件目録記載のとおり。		同左
番 号	特 記 事 項		
4～8	特にない。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

4	所 在	長生郡白子町中里字浜通
	地 番	5398番1
	地 目	雑種地
	地 積	1912平方メートル



物 件 目 録

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1

5 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5398番2

地 目 雑種地

地 積 600平方メートル

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1

6 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5398番3

地 目 雑種地

地 積 38平方メートル

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1

7 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5398番4

地 目 雑種地

地 積 215平方メートル

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1

8 所 在 長生郡白子町中里字浜通

地 番 5398番5



物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 204平方メートル

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分2分の1



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件4～8）

① 物件4～8

位 置 ・ 交 通	J R 外房線「八積」駅の北東方・約 7,000m (道路距離) 最寄りバス停「白子鷺」の南西方・約 400m (道路距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農地や空地等が連なり、一般住宅や店舗等も点在する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	無指定
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	建築基準法第 22 条・23 条指定区域
	その他の規制	日影規制 (5h-3h/4m) 都市計画道路 3・4・3 号 (古所中里線, 平成 11 年 3 月 30 日決定, 千葉県告示第 367 号) (※特記事項欄 1 参照) リゾート法 (総合保養地域整備法) の特定地域 宅地造成等工事規制区域 (盛土規制法)
画 地 条 件	形状 (ほぼ整形), 地勢 (ほぼ平坦地), 接道方位 (南), 間口 (約 56.8m), 奥行 (約 51.6m), 地積 (2,969 m ² (登記とほぼ同じ)), 接面道路との関係 (角地), 隣地との高低差 (概ね等高接面) (※特記事項欄 2 参照)	
接 面 道 路 の 状 況	西側町道 (3080 号線), 幅員 (約 6.6m), 連続性 (普通), 舗装 (有), 歩道 (無), 側溝 (有), 高低差 (概ね等高接面)	
	南側町道 (3170 号線), 幅員 (約 5.3m), 連続性 (普通), 舗装 (有), 歩道 (無), 側溝 (有), 高低差 (概ね等高接面)	
	建築基準法上の種類	西側: 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 南側: 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路
	セットバック	不要
	建築の可否	可能と推定
土地の利用状況等	物件 4～8	雑草の繁茂する空地であるが, 所有者の占有下にあるものと推定される (※特記事項欄 3 参照)
	隣地	・ 東側: 空地 ・ 西側: 町道を介して住宅, 農地 ・ 南側: 町道を介して住宅, テニスコート ・ 北側: 太陽光発電施設用地

供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。)	上水道 なし(ただし、西側町道地下に本管あり) ガス配管 なし(ただし、西側町道地下に本管あり) 下水道 なし(ただし、西側町道地下に小規模下水道〈コミュニティ・プラント〉の本管あり)
土 壌 汚 染 等	1. 住宅地図(昭和54年、同61年、平成4年、同17年、同28年)及び国土地理院提供の空中写真(昭和58年)の閲覧等によると、対象土地は現況の空地となる前はテニスコートや農地であったことが推定され、土壌汚染の可能性のある用途で使用された可能性は低いものと推察される。 2. 地下埋設物としては、地籍調査や現地での外観調査による限り、取壊し済み建物(休憩所等)に附属していた浄化槽等が残存している可能性も否定できない(ただし、マンホール等は確認できなかった)。 3. 「ちば情報マップ ふさの国文化財ナビゲーション」の閲覧によると、対象土地及び隣接地並びに周辺地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。
特 記 事 項	1. 当該都市計画道路(標準幅員16m)は西側町道を拡幅するものであり、対象土地の西側接道部の一部が当該予定地の区域内に含まれるとみられるが、白子町建設課によると、事業認可は行われていない。 2. 南西角に西側及び南側町道との官民境界を示すとみられる金属プレートを確認したほか、北側隣地との境を示すとみられるコンクリート板等を手掛かりに境界線を推定し、ウォーキング・メジャーによる概測の上、土地の範囲や形状が公図や地籍調査図面等に概ね符合するものと推察した。 3. 対象土地のうち北西角一帯には従前、テニスコートに関連する休憩所等の建物が存在したと推定され、建物基礎とみられるコンクリート等が残存している。なお、当該建物は既に取り壊されているが、登記は閉鎖されておらず、当該登記記録によると、対象土地と同じ共有者に属する休憩所・車庫(木造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積58.02㎡、昭和53年月日不詳新築)となっている。また、その付近には私設とみられる電柱1本と支線があり、和式便器2個も放置されている。さらに、対象土地中央よりやや北寄りの位置に金属製角材(長さ1m程度)数本が東西方向に等間隔で地面に立てられている。 4. 南西角付近には空缶・瓶等のゴミが散乱している。現地調査時点で対象土地の大半には丈1.0m～1.5m程度の雑草等が繁茂しており、上記以外の放置物の存否は不詳である。なお、北西角付近には松などの中木が数本叢生している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件4～8（土地）

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持分 エ	建付減価 オ	更地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ＝カ
4	8,210	0.85	1,912	1/1		13,343,000
5	8,210	0.85	600	1/1		4,187,000
6	8,210	0.85	38	1/1		265,000
7	8,210	0.85	215	1/1		1,500,000
8	8,210	0.85	204	1/1		1,424,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等（白子－2）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,500 \text{ 円/㎡} & \times & 99.4/100 & \times & 100/106 & \times & 100/120 & = & 8,210 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：接面方位（南）＋6% （格差率）106

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。 （格差率）120

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差（相乗積）：

接面方位（南）	＋6%
角地	＋3%
規模大	－15%
コンクリート基礎等が残存 （浄化槽残存の可能性も考慮）	－5%
都市計画道路の予定地を含む	－3%
伐採を要する	－1%
	（格差率）0.85

ウ 地 積：登記数量による。

エ 持 分：登記簿のとおり。なお、共有者B及び共有者Cの各持分割合の合計を記載。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1㊦カ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五入) (7±イ)×ウ×エ×オ
4	13,343,000			1.0	0.7	9,340,000
5	4,187,000			1.0	0.7	2,930,000
6	265,000			1.0	0.7	190,000
7	1,500,000			1.0	0.7	1,050,000
8	1,424,000			1.0	0.7	1,000,000
一 括 価 格 (合 計)						14,510,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

1 地価公示価格（白子ー2）

所 在：千葉県長生郡白子町幸治字塩濱添 3089 番 29

価 格：10,500 円/㎡

位 置：JR 外房線「八積」駅の北東方約 6,500m に位置する。

価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日

地 積：261 ㎡

供給処理施設：都市ガス・上水道・下水道

接 面 街 路：南側幅員約 6.0m 町道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域，第一種住居地域（建蔽率 60%，容積率 200%）

地 域 の 概 要：中規模の一般住宅，農家住宅が見られる住宅地域

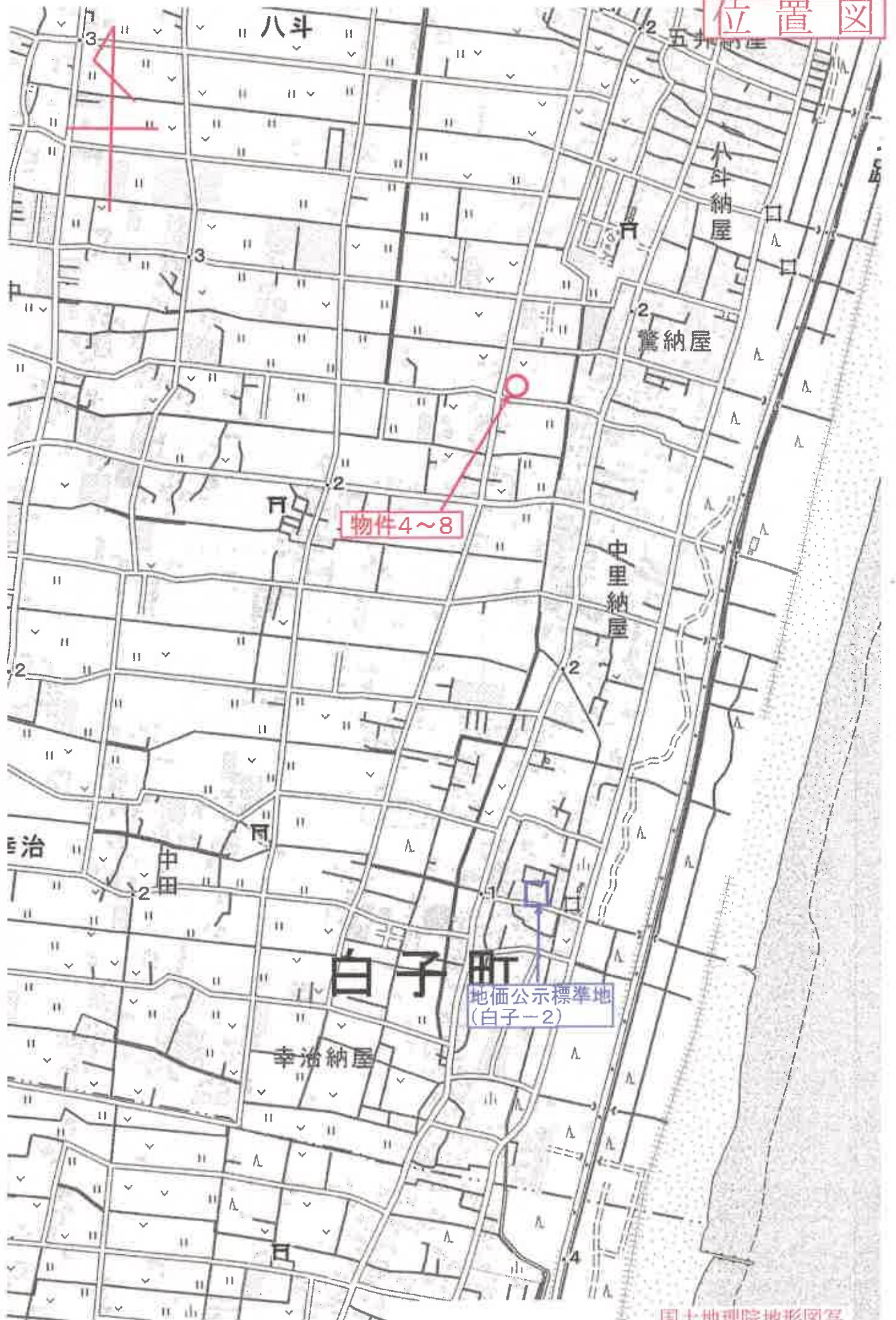
第7 附属資料

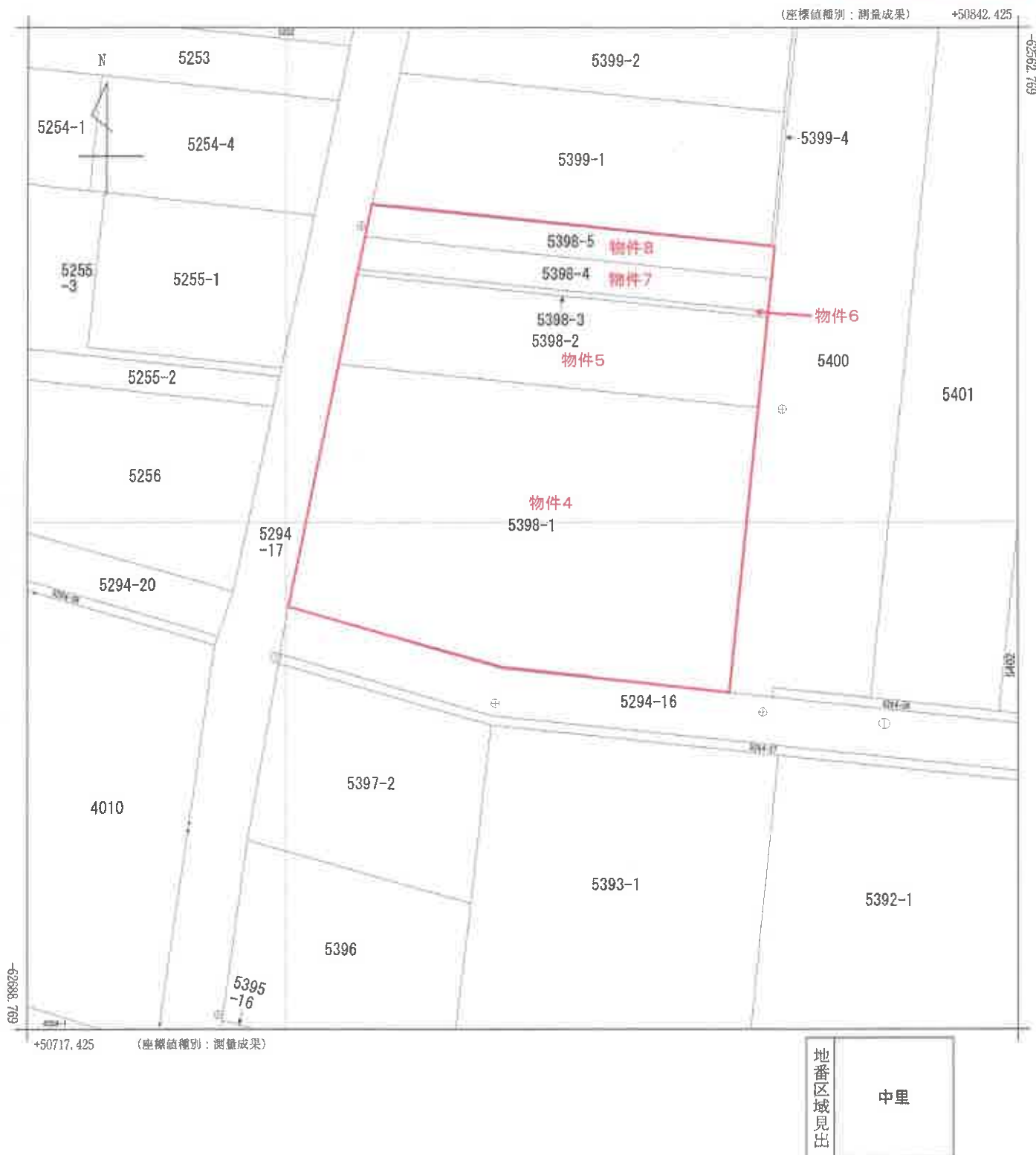
1 位置図

2 公図写

以 上

位置図





請 求 部 分	所 在	長生郡白子町中里字浜通				地 番	5398番1			
出 力 尺	1/500	精 度 区	甲三	座標系 番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年月日					備 付 年月日 (原図)			補 記 事項		

本図面はA3判をA4判に縮小したものです。